

令和8年4月より 心身障害者自動車燃料費助成事業が始まります

「心身障害者自動車燃料費助成事業」とは・・・

在宅の重度身体障害者（児）が外出のため自家用自動車を利用する場合に、その燃料費の一部を助成し、社会活動の範囲を広めることを目的とした事業です。

●対象者

町内に住所を有し、かつ、在宅者で以下のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳（1級または2級）の交付を受け、かつ車いすを常用している
- ②身体障害者手帳（視覚障害1級）の交付を受け、かつ所得税非課税世帯に属している
- ③療育手帳（A1またはA2）の交付を受けている

●助成金額

5,000円（1,000円×5枚）

※1回あたりの使用枚数に制限はありません。

●注意事項

①以下の事業との併用はできません。

自動車燃料費助成事業も含め、ご利用いただける事業は1つのみとなります。

- ・心身障害者福祉タクシー助成事業
- ・人工透析者通院費助成事業
- ・医療的ケア児交通費助成事業
- ・高齢者交通費助成事業（高齢者支援課）
- ・移送支援サービス事業（高齢者支援課）

②年度途中における利用事業の変更はできません。

③この燃料券の使用は給油に限ります。

洗車、オイル交換等のサービスには使用できません。

④この燃料券を使用できるのは「町が協力機関として登録をしている町内の有人給油所」に限ります。



（問い合わせ先）

時津町役場 福祉課 障害福祉係
TEL：095-865-6940（直通）

〈自動車燃料券交付までの流れ〉

①申請書を記入し、障害者手帳と併せて福祉課へ提出する

(申請に必要なもの)

- ・心身障害者自動車燃料券交付申請書
- ・障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳）

※申請書は時津町役場ホームページからダウンロードをしていただくか、役場福祉課にてお渡しいたします。

※郵送での提出も可能ですが、その場合は、申請書と併せて障害者手帳の写しも提出してください。
なお、申請書に不備等があった場合、町職員が電話にて内容の確認を行うことがあります。



②申請書の内容確認後、ご自宅宛てに燃料券を送付します

●送付時期

原則として、申請いただいた月の月末に届くよう送付いたします。
ただし、申請日が月末の場合は、事務処理の関係上翌月末の送付になりますので、予めご了承ください。

●送付方法

燃料券は後日ご自宅あてに郵送いたします。
お急ぎの場合などで窓口での交付を希望される方は、申請される際にお伝えください。

自動車燃料費助成事業について、ご不明な点等ございましたら時津町役場福祉課（TEL:095-865-6940）までお問い合わせください。

